

調査報告書概要版

令和7年2月

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会

目 次

第1	事実関係の検討（概要）	1
1	事実関係の概要	1
2	本件において「いじめ」に該当する行為	1
3	本件の重大事態該当性	3
第2	本委員会による提言	3
1	被害児童及び保護者に具体的に寄り添った対応をすること	3
2	個人情報の保護に関して	4
3	いじめ調査に関し、被害の「程度」の理解には客観的な状況の把握を重視すること	5
4	危険な結果を伴いかねない行為については、詳細で客観的な情報を提供し不安の解消に努めること	6
5	被害直後の聴き取りをした場合、どの児童から、どのように聴いたか個別にメモを残すことのできる仕組みづくり	6
6	警察との連携を積極的に行うこと	7
7	不登校支援をする際に、第三者的な立場からの意見聴取を行うこと	7
8	保護者・児童へのいじめ対応の周知	8

第1 事実関係の検討（概要）

1 事実関係の概要

本件は、令和5年、守谷市内のA小学校（以下「本件小学校」という。）の小学生であった被害児童が、放課後、市内の公園にて、上級生であった加害児童から金属製バットにて頭を殴打され、項部挫傷の傷害を負い、その後不登校となったという事案である（以下「本件」という。）。

2 本件において「いじめ」に該当する行為

（1）「いじめ」の定義について

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為…(中略)…であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）金属バットで叩かれたことについて

被害児童は、放課後、公園にて、加害児童から突然バットで、かぶっていたヘルメット越しに頭を叩かれ、それによって苦痛を覚えたことが認められる。

加害児童の被害児童に対する行為は、「一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」であり、被害児童からの聴き取り結果によれば、前記行為により被害児童が「心身の苦痛」を感じたものと認められ、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定する「いじめ」に該当するものと認められる。

この点について、加害児童は、軽くコンってやったという程度であったと主張する。前記のとおり、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定する「いじめ」は、被害児童が苦痛を受けたかどうかを中心に判断される。

目撃していた児童が、本件を受けて、翌日に学校に報告することを決めたこ

とからすると、本件を目撃した児童からみても、脅威を与える程度の打撃であったと推察され、実際に怖いと述べた児童もいたこと、バットは長さもあり、一定の重さがあり、振り下ろした者にとっては軽い程度との認識であっても衝突された側には衝撃を与えうることを、被害児童が、土曜日に医師を受診し項部挫傷と診断されていることを考慮すれば、被害児童に心身の苦痛を与えないほどに軽い行為であったとは評価できない。

また、被害児童は、被害児童保護者に、直ちに被害を報告していないが、児童が受けた被害を保護者に話すかどうかは、被害児童の性格、当時の家庭の状況などもあり、報告がなかったから被害が軽度であるということとはできない。

(3) あおり行為について

学校が行った当初の聴き取り資料とともに、本件で再度行われた聴き取りでは、現場に立ち会った複数児童からの聞き取りでは、「こいつなら叩ける」と述べたのは加害児童本人であるとの証言が利害関係のない児童複数名から確認できた。

あおり行為をした児童がいたと述べた児童は一人もいなかった。複数の児童からは、特段加害児童が腹を立てていた様子ではなく、なぜ叩いたのか不明であるとの状況であるとの説明がなされたこと、両学年の間で言葉のやり取りはあったものの、大規模な争いではなかったとうかがわれることからすると、他の児童によってあおられた結果行為に至ったということを確認するに足る証拠が本調査では確認できなかった。この出来事以前に、遊んでいる最中に、友人にバットがあたり、泣くというトラブルなどがあったことから、児童らにストレスが溜まっており、特段の経緯や理由のない衝動的なものであったことのある可能性もある。被害児童や、保護者が聴き取りをしたという児童の聴取結果とは異なっているが、上記の通り現時点での調査資料からは、加害児童が被害児童を叩くようなあおり行為については、認定ができなかった。

3 本件の重大事態該当性

上記で認定したバットで頭部を叩かれるといういじめの影響により、被害児童は項部挫傷となり、長期にわたり不登校となったことが認められることから、いじめ防止対策推進法の第28条第1項第1号第2号の重大事態に該当する。

第2 本委員会による提言

1 被害児童及び保護者に具体的に寄り添った対応をすること

学校の問題点を検証すると、学校は、個々の場面において、いじめ認知、聴き取り、保護者への連絡などいじめ防止対策推進法23条に沿った対応している一方で、被害児童保護者には学校への不満や不安が募った結果、重大事態化しているという点がある。

これは、学校が被害者側の持つ具体的な不満や不安について理解を示し、できる限り寄り添おうという姿勢ではなく、学校が考える指導上必要なことは全て行い、児童のために真摯に努力しているが、保護者がそれを理解していない（＝保護者の理解に原因がある）という構図になっているという点に原因の一端がある。

もとより、学校は、保護者に比べて子どもたちを多数見て指導しており、当然ながら教育・指導において専門家ではあるし、いじめ事案についても自身で聴き取りができ、判断材料を多く保有している状況である。一方で、保護者は自身の子どもを継続的に見守り愛情を有し、安全について責任を負っている立場であり学校から見て問題がない適切な対応であっても、保護者が不安を感じているのであれば、それを尊重し、自身の持っている情報は個人情報で提供できない場合は除き真摯に説明し、不安を解消すべき措置や説明をとることは必要である。保護者が学校の対応について理解をしないとすれば、それにはコミュニケーションの問題があることを理解すべきであり、学校は自身が考える児童のための取組を実施するだけでなく、保護者との間に生じている認識の齟齬の解消に真摯に取り

組む姿勢を持つべきである。

2 個人情報の保護に関して

(1) 被害児童の住所を教えないこと

謝罪をするための住所については、原則として教える必要がないものである
ので、被害者・加害者のやり取りに任せ、原則教えないこととする。

被害者が、賠償のために加害者の住所を知りたいとの場合には、加害者が承
諾をするかどうか、確認することまで行うことはありうる。

(2) 個人情報の漏洩があった場合には、直ちに、当該教員と管理職で謝罪するこ と

住所等、重要な個人情報の漏洩が確認された場合には、当該教員と管理職で
速やかに謝罪して学校の信頼回復に努める。

また、学校側は、早期の段階で保護者に不信を与える事情があった場合に
は、その後、学校の調査全体が中立公正に疑われているかどうかについて、不
信の念を払拭できない事態になり得ることを考慮すべきである。

(3) 加害児童の個人情報保護について

また、加害児童のクラスを教えないという指導がなされているが、どのクラ
スに行けば加害児童がいるかどうか、被害児童にとっても行為の事前把握にな
るため、不安感の解消となり、被害者にとっては一定の必要性があると思われ
るが、提供されていない。一方では、住所という被害者にとっては重要な個人
情報については、学校としては、個人のトラブルの解決につながるという目的
もあり、十分な確認のないまま、伝達されている。

このように、被害者側ではなく、学校側の都合によって個人情報という観念
が使われているのではないかという懸念を与えないような運用が必要であり、
加害児童のクラスについては、被害児童が自身で身体の安全を確保することに

資するという点があるため、提供を検討すべきである。

3 いじめ調査に関し、被害の「程度」の理解には客観的な状況の把握を重視すること

(1) 被害児童生徒について

被害児童生徒の訴えは、いじめが被害者が心身の苦痛を受けたかどうかとして定義されている以上、その把握は必要である。しかしながら、児童生徒は、被害を受けた直後から、自分の被害を適切に表現できるわけではない。たとえば、子どもは、大人の様子をよく見ているため、大人が忙しそうであったり、問題にしてほしくないという意識をもって接してきた場合、「大丈夫」「問題ない」という回答をすることがままあるし、また、当初我慢ができる苦痛であったものの、長期にわたって継続した場合には苦痛を伝えるということもある。本件のような項部挫傷では、やや時間が経過してから痛みを訴えること自体が珍しくない。

そのため、数日後に変更されたからとか、仮に、保護者との対話によって被害児童の苦痛を訴える程度が大きくなったとしても、より適切に被害を表現するようになったという可能性もあるため、当初の聴き取りと内容が異なっているというだけで信用性に疑いをさしはさんではならないし、児童を真摯に心配している保護者の心情を踏みにじられたという受け止めともなりかねない。

被害の程度の把握によっては、行為態様など客観的な状況について聴き取りそこから被害実態を把握する態度が必要である。

このことは、本件のような突発的な暴行の形態だけではなく、暴言、被害児童と加害児童に関係性があるケースなどでも同様である。

(2) 周囲の児童

周囲の児童生徒が、どの程度被害を正確に把握できるかは疑わしいものがあり、泣いた、血が出た等明白なものであれば理解できるであろうが、どの程度

苦痛を受けたか、他人の苦痛の程度まで正確に推し量れるかは不明であり、被害の程度を周囲の児童の把握から理解することには慎重になるべきである。

やはり、程度については、行為態様など客観的な状況について聴き取り、そこから被害実態を把握する態度が必要である。

4 危険な結果を伴いかねない行為については、詳細で客観的な情報を提供し、不安の解消に努めること

頭部を金属バットで殴られるという態様の場合、また、当初、被害が十分に伝えられていなかった場合、保護者が不安を持つのは当然である。保護者が、実際の行動に裏打ちされた具体的な不安感を持ち、そのために情報の提供を求めている場合は、それに寄り添った対応を行う。学校が、調査したうえで問題ないと判断していても、その根拠詳細をできる限り伝え、学校が安易に「問題はない」と決めつけている、あるいは事案の解明に消極的であるとの疑いをもたれないように努めるべきである。学校と保護者では、得られる情報に差はあるが、学校が自身の得た情報をベースに、保護者の理解は間違っているとの捉えにより、丁寧な説明を怠ると、保護者が反発したり、学校が事態を隠蔽しているととらえて解決が遠のいてしまうため、保護者の不安感を理解し、その不安を解消するため、学校が問題ないと判断した根拠を具体的に説明することが必要である。

また、学校側が周囲の児童からの「あおり」行為について聴取する際も、それぞれの児童から単にあおり行為がなかったかどうかではなく、一連の出来事を聴取するなどをしてしながら確認すべきである。

5 被害直後の聴き取りをした場合、どの児童から、どのように聴いたか個別にメモを残すことのできる仕組みづくり

首から上のけがをした場合、また、危険性を持つ行為が行われた場合は、直後の情報から推測できる程度によらず児童から個別に聴き取りメモを残し、証言の差異なども確認できるようなメモを残し、情報として残しておくべきである。聴

き取りしながらエクセル等に入力すれば手間が省けること、聴き取るべき情報の漏れが防げること、各教諭が共有しやすいことなどから、効率的な聴き取りに向けた仕組み作りが検討される。

また、いつ、どのような聴き取りをしたかも、記録に残しておくべきであるが、このようなことについても、聴き取りの書式を作成しておくことが検討される。

6 警察との連携を積極的に行うこと

本件については、学校の管理外の出来事であり、また、金属バットで叩くという行為態様は一般的には危険である。

被害児童から、診断書が出ている時点で、学校から警察に情報共有することも検討される。令和5年2月7日の文部科学省「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」にも、「児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、こうした考え方を改め、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければなりません。また、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくことも必要です。」とされている。以上からすると、学校も、危険な行為と判断した場合には、警察へ積極的に相談・通報すること、また、保護者等にあらかじめ周知しておくことが必要である。

7 不登校支援をする際に、第三者的な立場からの意見聴取を行うこと

本件では、被害保護者が学校の対応に不信を持った結果、被害児童も、学校の対応に不信を持ったことは否定できない。

本件では、もともと問題なく登校していた児童であったこと、丁寧な不登校支援が功を奏した結果、被害児童は再登校することが可能となったが、このように、被害児童が不安感を持って不登校となっている状況の場合、学校は、被害児童からどのような不安感を持っているのかなどについて、学校とスクールカウン

セラー、いじめ解消推進サポーター等、被害児童から気持ちや意見を聞く機会を設けるべきである。特に、保護者が学校に不信感を持っている場合にも、利用しやすい学校から距離のある第三者的な意見聴取機関があれば、その案内が望ましい。

このように、子どもの意思を尊重することは、子どもの人権である意見表明権を尊重することでもある。

これらについても、不登校となった場合に、子どもの意見表明権を確保する措置として保護者にあらかじめ周知しておくことで、子どもの意見を聴きやすくなるということがあげられる。

8 保護者・児童へのいじめ対応の周知

本件は、被害児童保護者が学校への不信を強めたことも、重大事態化した大きな原因であるが、重大事態化を予防する観点からは、全保護者に対して、いじめの対応がどのように行われるかの説明を行うことが検討される。これについては、管理職、その他機会があれば外部講師によって説明を行うことも検討される。

本件小学校においては、積極的ないじめ認知とその対応が行われており、その成果を保護者に共有することも必要である。

具体的には、以下のことも考えられる。

- (1) いじめ防止対策推進法に基づくいじめの定義の紹介
- (2) いじめと判断された場合には、双方の保護者に連絡をすることとなっていること
- (3) 学校は調査を行う必要があり、実際に当該児童生徒、関係児童生徒に調査を行っていること
- (4) 調査して齟齬がある場合（SNS、目撃情報等証拠がある場合は別途である）学校はどちらかの言い分によることはできないが、今後、同様の事案が発生しないような指導を行うこと

- (5) 学校の調査は指導を目的としており、法律上の責任追及を目的としていないこと
- (6) 学校の調査は強制力はなく、一定の限界があること。調査を受ける加害児童の人権も尊重する必要があること
- (7) 犯罪となる事実は、学校が警察に相談・通報すること
- (8) 被害者には必要な限度で情報の提供をするが、個人情報の制約があること
- (9) いじめの調査において、関係児童や教員に対して暴言、つきまとい、行き過ぎとなる行為があった場合には、それ自体が問題行為となり別途対応が必要となるため、解決に支障を生じることがあること
- (10) とはいえ当然ながら、学校が絶対的に正しいというわけではないので、不満がうまく伝わらない、対応がなされていないという不信がある場合には、管理職、それでも通じない場合には教育委員会等に相談をしてほしいこと。学校も、学校問題に詳しい弁護士に相談するなどして、法令に従った対応となるよう対応をしていること
- (11) 重大事態となった場合には、学校主体調査、第三者委員会調査など、調査が行われること

以 上

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会

守谷市いじめ問題重大事態調査委員会及び守谷市いじめ問題重大事態再調査委員会設置条例により、次に掲げる者のうちから委嘱した5人以内の委員をもって教育委員会の附属機関として設置した委員会である。

- (1) 弁護士
- (2) 精神医学を専門とする医師
- (3) 心理学又は福祉学の専門家
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

委嘱区分	役職等	名前
弁護士	弁護士	谷村 紀代子 (本委員会委員長)
心理学又は福祉学の専門家	公認心理師	森本 純代
	公認心理師	吉田 清子
その他教育委員会が 適当と認めるもの	筑波大学准教授	岡崎 慎治 (本委員会副委員長)